

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 2 年 6 月 29 日現在

機関番号：42410

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2019

課題番号：16K04742

研究課題名（和文）スペインの義務教育課程における価値教育の研究-LOMCE法成立後を中心に-

研究課題名（英文）A Study of Value Education in Spain's Compulsory Education Curriculum: A Focus on the Fundamental Law of Education (LOMCE)

研究代表者

村越 純子 (MURAKOSHI, Junko)

城西短期大学・ビジネス総合学科・准教授

研究者番号：80456003

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：わが国の「道徳科」（「特別の教科 道徳」）は、一人一人が「人間としての生き方」について考え、「人間尊重の精神」に則った行動ができるようになることを目標としている。本研究では、日西比較の結果、第一にスペインの学校における価値教育でも「人間の尊厳」を理解することが究極の目的とされていることを指摘した。第二に、日本とは異なり、子どもの道徳教育の決定権をもつのは「親」であるという考え方がスペイン憲法で明記されているため、学校教育のなかで価値の標準化をするような教育課程をつくこと自体の難しさを有していることを指摘した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究はこれからの日本の道徳教育の課題を考えるうえで、「公教育における宗教的中立性」の問題、義務教育における宗教知識教育の可能性、そしてシティズンシップ教育が内包する人権教育の課題を検討するものである。欧州連合による価値の標準化とスペイン国内の自治州とのせめぎあいを視野に入れて、スペインにおける価値教育の構造や特徴を示すことは、グローバル社会における価値の標準化そのものが直面する課題を示すことになる。スペインで政権交代にともなって成立した教育基本法が価値教育に与える影響を把握することは、グローバル化のなかで標準化可能なものと不可能なものを理解する手がかりを与えることができる研究である。

研究成果の概要（英文）：The aim of the “Special Subject of Morals” in Japan’s compulsory education curriculum is for every person to consider “how to live so as to preserve one’s humanity” and to be mindful of treating others with “the spirit of human dignity”. In a comparison of the value education curriculums of Japan and Spain, the results of this research drew two key findings. First, in Spain the main goal of the value education program is “recognizing and being respectful of human dignity”. However, Spain’s constitution has specified that parents have decisive power over a child’s moral education. As such, this leads to the second key finding: the difficulty in creating subject matter content as a part of Spain’s compulsory education curriculum that standardizes “values” while upholding the premise of the Fundamental Law of Education enacted in 2013 (LOMCE).

研究分野：教育学

キーワード：道徳教育 価値教育 宗教教育 人間の尊厳 スペイン

1. 研究開始当初の背景

本研究課題である「スペインの義務教育課程における価値教育の研究—LOMCE 法成立後を中心に—」（JSPS:16K04742）は以下の2つの研究成果を踏まえて取り組まれた。第一は基盤研究(C)、平成21年度～23年度、「スペインの中学校における『宗教』教科および『シティズンシップ教育』教科の研究」（JSPS:21530977）、そして第二は平成25年度～27年度、「スペインの学校における価値教育の研究—義務教育段階を中心に—」（JSPS:25381234）である。

わが国の「道徳科」（「特別の教科 道徳」）は、一人一人が「人間としての生き方」について考え、「人間尊重の精神」に則った判断や行動ができるようになることを目標としている。必修教科である「特別の教科 道徳」の根拠法は教育基本法（2006年公布）である。この教育基本法には新たに「宗教に関する一般的な教養」が加えられ、これをいかに解釈するのかということとは早急の研究課題である。日本はこれまで近代公教育の3原則のひとつである「公教育における宗教的中立性」については専ら「非宗教性（ライシテ）」を宣言してきたフランスを模範にしてきた。これに対して、「学校の宗教教育」を認めることで「公教育における宗教的中立性」を模索してきたスペインに注目した。

第一の研究（JSPS:21530977）では、スペインにおける価値教育の構造を理解することをめざし、2006年成立の教育基本法（通称LOE法）に基づく学校における価値教育の構造を把握した。公立学校に宗教教科を置くことの正当性は、スペイン憲法およびローマ教皇庁とスペイン政府との合意を確認した「教育に関する国際協定」（1979）にある。それらの解釈には多様性があり、LOE法成立後も宗教教科とシティズンシップ教育教科のとらえ方には対立がうまれ、国内において一定の合意があるわけではなかった。シティズンシップ教育教科の在り方については、欧州連合(EU)の方針に足並みをそろえることに意義を認め推進する立場もあれば、EUによる強要ととらえて、スペイン憲法を根拠として国家が統括的に扱うこと自体に問題を指摘する立場があることを明らかにした。とくにシティズンシップ教育教科における性教育の扱い方は各自治州の政権の方針によって異なっていることを指摘した。スペインは自治州国家であり、各自治州政府の方針が教育政策で優先されるため、両教科の解釈や位置づけには多様性がみられた。そのような多元的共存および対立構造そのものがスペインの価値教育の実態であることを指摘した。

次の研究（JSPS:25381234）では、スペインの義務教育段階における価値教育の実態を把握することを目指した。この研究成果の一つは、スペインでは「学校の宗教教育」を実現するために、EU圏内において独自といえる「政府の助成金を受ける私立学校」という学校制度があり、その特徴を把握することができたことである。これらの詳細は以下の論文に述べられている。

- ①村越純子、「スペインの義務教育制度におけるシティズンシップ教育教科の位置づけ—LOE法に基づく中学校の学習指導要領の検討を中心に—」『埼玉大学紀要教育学部』第60巻第1号、2011年3月30日、pp.33-48。
- ②村越純子、「スペインにおける公立中学校の宗教科目に関する考察—宗教科目担当教員への聞き取り調査を中心として—」『埼玉大学紀要教育学部』第61巻第2号、2012年10月1日、pp.27-44頁。
- ③村越純子、「スペインの中等学校における宗教教育カリキュラムの実際—エストレマドゥーラ自治州立アゴラ中等教育学校の事例—」、公益財団法人中央教育研究所『研究報告 No.78 学校における「宗教にかかわる教育」の研究（1）—日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状—』、2012年10月31日、pp.72-96。<<http://www.chu-ken.jp/pdf/kanko78.pdf>>
- ④村越純子、「スペインの『学校の宗教教育』の概要—その制度的特徴を中心にして—」、公益財団法人中央教育研究所『研究報告 No.81 学校における「宗教にかかわる教育」の研究（2）—日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状—』、2014年3月31日、pp.84-131。<<http://www.chu-ken.jp/pdf/kanko81.pdf>>
- ⑤村越純子、「カセレス司教区学校の初等教育課程の事例にみる価値教育の実際—授業観察と担当教員への聞き取り調査報告—」、公益財団法人中央教育研究所『研究報告 No.85 学校における「宗教にかかわる教育」の研究（3）—日本と世界の「宗教にかかわる教育」の現状—』、2016年3月31日、pp.80-107。<<http://www.chu-ken.jp/pdf/kanko85.pdf>>

2. 研究の目的

わが国の「道徳科」（「特別の教科 道徳」）は、一人一人が「人間としての生き方」について考え、「人間尊重の精神」に則った判断や行動ができるようになることを目標としている。この道徳教育はだれもが共有できるという意味での「価値の標準化」の役割を担っている。同時に、人権尊重の立場から「多様性」を認めなければならないという課題に直面している。

EU政策による価値教育の標準化（特にシティズンシップ教育を通じて）とスペイン国内（自治州別）の対応には大きな齟齬があった。このような齟齬に注目することは、グローバル化に伴う「価値の標準化」そのものを問うことになる。スペインはEU圏内で最も高齢化が進んでいる。日本と同じく超高齢社会であるスペインが、「人間としての生き方」の問題にどのように向き合うのかという関心から、2013年に成立した教育基本法（Ley Orgánica para la Mejora de la Calidad Educativa：通称LOMCE法）が義務教育段階における価値教育に与える影響、そして価値教育のあり方の特徴を把握することをめざした。

3. 研究の方法

現地の研究拠点としては、2009 年度より継続的にお世話になっている国立のスペイン科学研究高等会議・人文社会科学研究所 (Centro de Ciencias Humanas y Sociales, Consejo Superior de Investigaciones Científicas) を選び、客員研究員の立場を得て、研究活動を行った。同研究所の前副所長 **Dr. Diego Ramiro Farifias** の理解と協力を得た。

研究計画時は、学校における価値教育の実態を把握するために、エストレマドゥーラ自治州立アゴラ中等教育学校 (Instituto de Educación Secundaria Ágora) と、「政府の助成金を受ける私立学校」であるカセレス司教区学校 (Colegio Diocesano “José Luis Cotallo” de Cáceres) の両校を訪問して授業観察と担当教員への聞き取り調査を行う予定であったが、カセレス司教区学校の校長更迭により、前者のアゴラ中等教育学校しか訪問することができなかった。

4. 研究成果

(1) 2016 年度

超高齢社会であるスペイン国内において「健康教育」を価値教育のひとつとしてとらえることの可能性を模索した。

○現地調査 (2017 年 3 月 16 日～3 月 25 日)

スペインは欧州連合 (EU) において最も高齢化が進んでいることから、EU の国々の今後の高齢化にともなう様々な現象を把握するうえでスペインが注目されている。スペインには、学校を中心とした健康教育の制度がないため、健康教育に関する研究は主に医学および看護学の領域において行われている。他方、高齢者を対象とした健康教育は、政府系教育機関が推進する生涯学習活動によって進められている。

実際に、Confederación Española de Aulas de Tercera Edad (通称 CEATE) が主催する高齢者を対象とした生涯学習セミナーに参加 (マドリード、2017 年 3 月 24 日) したところ、超高齢社会である日本の高齢者の「生きがい」追究の考え方やそれに対する支援活動、さらに和食などの食文化や礼に基づく生活習慣などがかなり好意的に紹介されていた。このセミナーで底本とされていたのは、Héctor García と Francesc Miralles 著 “Ikigai: Los Secretos De Japon Para Una Vida Larga Y Feliz”、(邦訳書、齋藤慎子翻訳『外国人が見つけた長寿ニッポン幸せの秘密』エクスマレッジ、2017 年) の内容であった。

2013 年に成立した LOMCE 法に基づく価値教育に関する教育制度改革の概要を把握するため、エストレマドゥーラ自治州立アゴラ中等教育学校 (Instituto de Educación Secundaria Ágora) の宗教教員 Jesús María Losada Martínez 教諭へのインタビューを行った。中等義務教育課程において価値教育科目である「宗教」と「道徳的価値」のどちらも選択科目のうえ、その 2 つが同じ時間帯に置かれる競合的關係であることにより、同校における「宗教」の授業時間数は LOE 法の頃に比べると半減し、その受講者数も減少していることを把握した。

(2) 2017 年度

2009 年度から継続的に行ってきたスペインでの現地調査の過程で、日本の教育基本法の特徴について数回にわたり説明する機会を得た。そこでは、前文の「豊かな人間性」と第 2 条の「自主及び自律の精神」や「公共の精神」との関係や、「我が国と郷土を愛する」という概念などをスペイン人研究者や教員に理解してもらうことの難しさを経験した。「特別の教科 道徳」の根拠法である教育基本法の解釈に基づいて、学校における道徳教育の意義を外国人にわかりやすく説明するモデルを提案することを目的として論文、村越純子「我が国の義務教育課程における道徳教育のあり方の説明モデル」にまとめた。

○現地調査 (2018 年 2 月 27 日～3 月 9 日)

超高齢社会であるスペインでは「人間としての生き方」のなかでとくに健康的に生きることに関心が置かれるようになっている。スペイン国内において「健康科学部」(Facultad de Ciencias de la Salud) を有することで独自性をもつバレンシア自治州立アリカンテ大学を訪問して健康教育の動向を把握した。「地域看護・予防医学・公衆衛生・科学史学科 (Dpto. de Enfermería Comunitaria, Medicina Preventiva y Salud Pública e Historia de la Ciencia)」所属の Prof. **Josep Bernabeu Mestore** から、スペインの看護(学)の歴史に関する多くの研究資料を頂戴した。公衆衛生を専門とする Prof. **María Eugenia Galiana Sánchez** と栄養学を専門とする Prof. **Eva María Trescastro López** からは、国およびバレンシア自治州における子どもに対する健康教育の政策動向および運営組織の特徴を把握した。そして LOMCE 法によって示されたシティズンシップ教育教科廃止の方針はバレンシア自治州の教育政策では受け入れられず、継続的にシティズンシップ教育教科を学校においておこなっていくことを把握した。また上述の研究者が大学で講義用教科書として使用する文献 A. Sánchez Moreno 編著 “Enfermería Comunitaria” (McGraw-Hill, 2000) や、文献 Montserrat Roca Roger 著 “Enfermería Comunitaria” (Monsa, 2011) などのアリカンテ大学付属図書館所蔵文献および関連資料を収集した。

(3) 2018 年度

ジェンダー論および性教育を専門とする研究分担者田代美江子（埼玉大学・教授）とエストレマドゥーラ自治州立アゴラ中等教育学校（Instituto de Educación Secundaria Ágora）を訪問し、価値教育の実際を把握した。

○現地調査（2018年9月17日～9月21日）

スペインではスペイン人研究者であっても公立学校で授業観察の許可を得ることは極めて難しいことである。アゴラ中等教育学校の校長 **Don Ramón Gómez Pesado** は日本人による研究調査の意図を理解し、これまで継続的に研究調査活動の許可をしてくださった。また教頭 **Prof. Inmaculada Arjona Izquierdo** には、2日間で授業観察や聞き取り調査が実現できるように時間割調整や英語による同時通訳の支援をしていただき、また同校の各学年の時間割などの教科に関する基礎資料をいただいた。同学校内における調査内容は以下のとおりである。

19日1限（9時25分から10時20分まで）には中学校課程1年生対象の「宗教」の授業観察を行った。続いて2限（10時35分から11時30分まで）には「宗教」の授業を担当した **Prof. Jesús María Losada Martínez** 教諭から聞き取り調査を行った。この聞き取り調査によって、LOE法から LOMCE法に移行したことにより、「宗教」科目は、特定の宗教に基づかない「道徳的価値」科目との競合的位置づけにある選択科目に変更されたために、同校における「宗教」の授業時間数は実質的に半減して週1回のみとなり、受講する生徒数もかなり少なくなったことを確認した。宗教科目を担当する教員は、普通科目の教員資格をもつ教員とは立場が異なるため、教授時間数によって給与が決まる不安定な状況に置かれている。そのため同校では宗教科目担当教員（同校では一人）に対する特別措置として、保護者との面談など他の業務時間数を増やすことによって、この教員の労働時間総数が一定に保たれるような工夫をしていることを把握した。

20日の1限（9時25分から10時20分まで）には高等学校課程1年生対象の「宗教」の授業観察を行った。2限（10時35分から11時30分まで）には、同校の中等義務教育課程の「道徳的価値」科目と高等学校課程「哲学」を統括している **Prof. Francisco Javier López Fonseca** 教諭から、同校における価値教育の実施内容についての聞き取り調査を行った。同主任教諭からは2017-2018年度の「道徳的価値」科目の「年間指導計画書」を受領した。3限（11時30分から12時25分まで）には中等義務教育課程1年生対象の「道徳的価値」科目を担当する **Prof. Cristina Fernández Zamora** 教諭による授業観察を行った。この「道徳的価値」の授業のトピックは「パーソナリティー（人格）」を理解することであった。

(4) 2019 年度

本年度は、エストレマドゥーラ自治州立アゴラ中等教育学校において、新たに設置された科目「道徳的価値」の主任教諭 **Francisco Javier López Fonseca** 教諭に対するインタビュー内容の邦訳と、同教員が作成した2017-2018年度の「年間指導計画書」の邦訳、そして同校のすべての宗教科目を担当する **Jesús María Losada Martínez** 教諭に対して行った聞き取り調査の邦訳作業を行った。また、**Cristina Fernández Zamora** 教諭による「道徳的価値」科目の授業観察のビデオ起こしおよび邦訳作業に努めた。この邦訳においては **小橋さおり**（順天堂大学国際教養学部・助教）によるスペイン語学の専門的知見を得て、授業における教員と生徒との細かな会話のやり取りを正確に把握することができた。小橋さおり氏には2011年から（当時、コンプルテンセ大学大学院、スペイン語学・文学研究科博士課程在学中）、本研究の前身となる研究（JSPS-21530977およびJSPS-25381234）の現地調査とくに学校訪問において同時通訳、そしてその後の録音データ起こしや邦訳作業に対して協力を得てきた。

Francisco Javier López Fonseca 教諭作成による「年間指導計画書」のなかで中等義務教育課程1年の内容は以下の4つの構成からなる。第1は「人間の尊厳」、第2は「人間関係における理解・尊重・平等」、第3は「道徳的内省」、第4は「道徳的価値・法律・人権」、である。「道徳的価値」科目は、「人間の尊厳」を重んじる「人間尊重の精神」に則って、シティズンシップ教育教科で重視された「人権」問題をも内包している。なかでも「女性の権利、ジェンダーの不平等と暴力に対する戦い」や「子どもの権利、子どもへの暴力と虐待に対する戦い」を扱うなど、人権を阻害する暴力についても扱っていることがわかった。**Cristina Fernández Zamora** 教諭による中等義務教育課程1年の「道徳的価値」の授業のトピックは、道徳的価値を学ぶうえでまず自分自身を知ることが大切であるという観点から、「パーソナリティー（人格）」を理解することであった。心理学の「ビッグ・ファイブ理論」を用いた性格説明、つまり人間が持つさまざまな性格は5つの要素の組み合わせで構成されるという考え方について、子どもにとって身近な事例をとり挙げ、双方向の会話をしながら説明されていた。このように「道徳的価値」科目は、「人間の尊厳」について子どもたちが多角的に理解できるようになることをめざして、哲学、倫理学、心理学などの知見が取り入れた内容になっている。

(5) まとめ

スペインは欧州連合（EU）において最も高齢化が進んでいることから、EUの国々の今後の高齢化にともなう様々な現象を把握するうえでスペインの政策的動向が注目されている。国立のスペイン科学研究高等会議の最近の研究課題のキーワードは「健康」である。ただし、高齢者を対象とした健康教育は政府系教育機関が推進する生涯学習活動によって進められているが、子

子どもを健康教育の対象とする調査は進んでいない。超高齢化を迎えたスペインでこれからの高齢者の生き方が模索されるなかでとくに関心がむけられているのは、世界第 1 位の超高齢社会日本であった。日本における「生きがい」追究とそれを支える生涯学習社会の仕組みや食生活を含めた慣習、つまり日本における「人間としての生き方」が注目されている。けれども、生涯学習の課題としての高齢者自身の意識変革のために「生きがい」追究が注目されていても、子どもの道德教育に反映されているわけではない。

2013 年に成立した教育基本法 (Ley Orgánica para la Mejora de la Calidad Educativa: 通称 LOMCE 法) により、それまでの教育基本法 (通称 LOE 法) で新設され必修科目となったはずのシティズンシップ教育教科は廃止されることになった。社会労働党政権が提唱したシティズンシップ教育教科の必修化に合意が得られなかったためである。LOMCE 法では、学校における価値教育としては特定の宗教に基づく「宗教」科目と「道徳的価値」科目の 2 つが置かれることになったが、どちらも選択科目とされた。ただし、シティズンシップ教育教科の廃止をめぐっては各自治州の政権の方針によって対応が異なる。バレンシア自治州のようにシティズンシップ教育教科の存続をめざす自治州もあれば、エストレマドゥーラ自治州のように国の方針に従って、「公立学校」と「政府の助成金を受ける私立学校」とともにシティズン教育教科を廃止する場合がある。

授業観察を行ったエストレマドゥーラ自治州の公立学校の「宗教」科目では、「人間の尊厳」を理解することがめざされ、宗教知識教育に重きを置く内容であり、市民としてだれもが共有できる道徳的価値を教授することに重点が置かれている。他方、「道徳的価値」科目でも「人間の尊厳」を重んじ、市民としての適切な道徳的価値や道徳的判断力および態度を養うことがめざされている。つまり、「宗教」も「道徳的価値」のどちらの科目も「人間の尊厳」を理解することが究極の目的とされている。けれども、LOMCE 法は価値教育科目そのものを選択科目としたので、結果的に「宗教」と「道徳的価値」どちらの受講者も少ない。スペイン憲法は、子どもの宗教教育や道德教育の決定権が「親」にあると規定しているため、学校教育のなかで価値の標準化をするような教育課程をつくること自体の難しさを有している。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 村越 純子	4. 巻 3
2. 論文標題 「道德教育指導論」の授業のねらいと特徴	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 城西大学教職課程センター 紀要	6. 最初と最後の頁 23-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） info:doi/10.20566/2433541X_3_23	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 村越純子	4. 巻 創刊号
2. 論文標題 我が国の義務教育課程における道德教育のあり方の説明モデル	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 城西大学教職課程センター 紀要	6. 最初と最後の頁 5-21
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） info:doi/10.20566/2433541X_1_5	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究 分担 者	田代 美江子 (TASHIRO Mieko) (40297049)	埼玉大学・教育学部・教授 (12401)	